

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成25年5月1日 No. 740

労働基準情報

岩手

May

5

2013



『五月晴(玉山区)』 写真:真館弘治

**一人ひとりの心掛け
つながれ 広がれ
安全・健康・快適職場**

〔目次〕

第12次労働災害防止計画(抜粋)	2
建設業の皆様へ 被災地復興建設労働者 育成支援奨励金をご活用下さい	4
洗浄又は払拭の業務等における化学物質の ばく露防止対策、着任のご挨拶	6
クwestション	7
岩手労働局 人事異動	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11



1 第11次労働災害防止計画の目標達成状況及び課題

(1) 第11次労働災害防止計画に定める目標ごとの達成状況

ア 死亡者数

目標：平成24年において、平成19年と比較して20%以上減少させること。

達成状況 平成24年の死亡者数は、目標値（16人）と同数の16人となり、計画目標を達成しました。

イ 死傷者数

目標：平成24年において、平成19年と比較して15%以上減少させること。

達成状況 平成24年の死傷者数は、1,361人（平成25年2月末時点での推計値）となっており、計画目標（目標値は1,141人）は達成できませんでした。

ウ 定期健康診断（血中脂質検査）の有所見率

目標：労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断（血中脂質）の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させること。

達成状況 平成18年の36.4%をピークに、第11次労働災害防止計画（以下、「11次防計画」という。）初年度の平成20年には34.3%に、その後、平成22年には33%台まで減少して平成23年には33.6%となり11次防計画期間を通じて減少傾向を示していることから、計画の目標は達成しました。

(2) 第11次労働災害防止計画の結果を踏まえた課題

ア 労働災害の削減

イ 東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止

ウ 労働衛生対策における課題

2 第12次労働災害防止計画の期間及び目標

(1) 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康で働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

ア 死亡者数について、平成24年（16人）と比較して、平成29年までに20%以上減少させ、12人以下とする。

イ 死傷者数（休業4日以上）について、平成24年（1,361人）と比較して、平成29年までに15%以上減少させ、1,157人以下とする。

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行います。また、必要に応じ計画の見直しを検討します。

3 第12次労働災害防止計画の重点施策

岩手労働局の管内には前記1の(2)の課題が認められることから、第12次労働災害防止計画においては、課題ごとに具体的な対策を施策として設定し、関係事業者団体等とも連携の上、労働災害の減少に取り組むこととします。

特に、(2)及び(3)については、労働災害を減少させるために重要であることから、業種ごとに目標を設定して取り組むこととしました。

(1) 東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

(2) 労働災害の多い業種における労働災害防止対策の推進

(3) 労働災害の減少傾向が見られない業種における労働災害防止対策の推進

(4) 心身両面の健康確保、職業性疾病防止対策の推進

(5) 全産業に共通する労働災害防止の取組み

(6) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組みの促進

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止

- a 復旧・復興工事の労働災害防止
- b 建設現場の統括安全衛生管理の徹底
- c 発注機関等への要請及び連携
- d 除染作業での放射線障害防止等

(2) 労働災害の多い業種における労働災害防止対策の推進

(目標)

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■ 製造業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。

■ 建設業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。

■ 商業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させる。

① 製造業

- a 機械災害防止対策の推進
- b 労働災害防止団体と連携した取組み
- c 安全衛生教育等安全衛生管理対策の推進

② 建設業

- a 墜落・転落災害防止対策
 - (a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進
 - (b) ハーネス型の安全帯の普及
- b 震災の影響による全国的な人材不足の状況を踏まえた対策
 - (a) 建設工事発注者に対する要請
 - (b) 建設現場の安全衛生管理の徹底
- c 解体工事対策
 - (a) アスベストばく露防止対策
 - (b) 解体工事の安全対策
- d 自然災害の復旧・復興工事対策

③ 商業

- a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- b バックヤードを中心とした作業場の安全化

(3) 労働災害の減少傾向が見られない業種における労働災害防止対策の推進

(目標)

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■ 道路貨物運送業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させる。

■ 社会福祉施設

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。

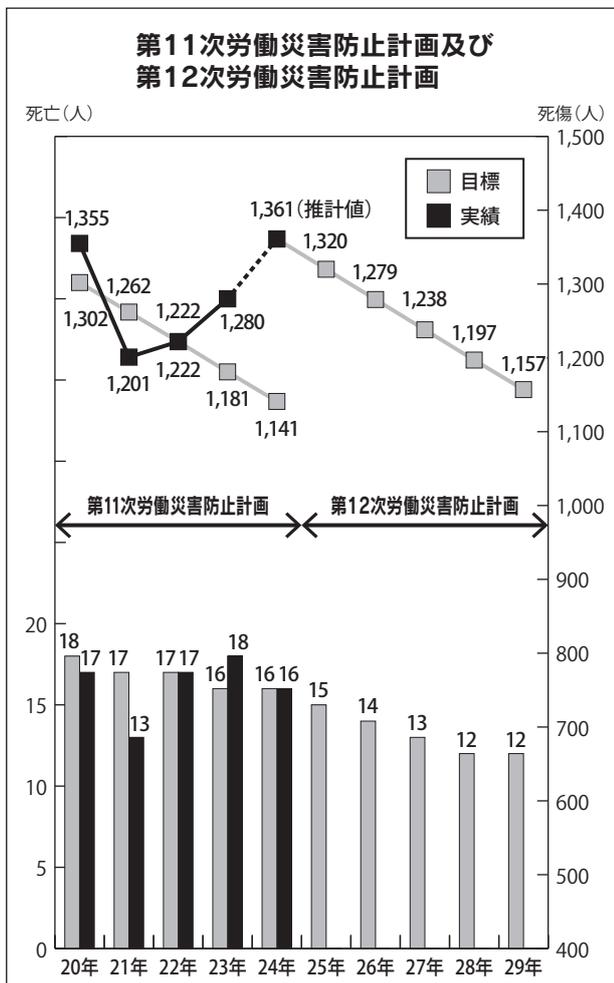
① 道路貨物運送業

- a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等
- b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化
- c 荷主による取組の強化

② 社会福祉施設

- a 安全衛生教育等災害防止対策の推進

【重点施策ごとの具体的取組のうち、労働衛生部分は6月号でお知らせいたします。】



建設業の皆様へ 被災地復興建設労働者

● 日本再生人材育成支援事業 ●

被災地で建設人材育成をお考えの事業主の皆さまに、労働者の資格取得などにつながる訓練の実施に奨励金が支給されます。

この奨励金を利用し、労働者の資格取得を行い、建設人材育成を図っていただきますようご案内します。

内 容

被災地の復興に必要な建設人材を育成するため、建設技術・技能の取得に資する訓練を労働者に受講させた場合に、事業主の方が負担した次の経費について助成します。

職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費

支 給 額

- ① 事業主が負担した訓練費用を、1 訓練コースにつき、対象労働者 1 人当たり20万円を上限として支給します。
- ※ 1 年度 1 事業所当たりの支給限度額は500万円です
- ※ 被災地復興建設労働者育成支援助成金には、貸金助成はありませんが、他の貸金助成（建設労働者確保育成助成金）との併給が可能です。

対象事業主

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する事業所で対象労働者を雇用する建設事業主

訓練対象労働者の要件

- ① 建設業の許可を受けている事業主に雇用されている労働者
- ② 訓練期間を通じて、被災3県で就労する雇用保険被保険者

支給対象事業主の要件

以下の①～⑥を満たす事業主です。

- ① 被災3県に所在する事業所において対象労働者を雇用する建設事業主。
- ② 当該事業所が雇用保険適用事業所または雇用保険事業所非該当承認を受けた事業所であること。
- ③ 対象労働者に対して、**職業訓練計画**を作成し、訓練開始前に受給資格認定を受けた事業主。
- ④ 職業能力開発推進者を選任している事業主。
- ⑤ 受給資格認定に係る職業訓練計画に基づき、訓練を実施した事業主。
- ⑥ 支給決定等に必要な書類を整備・保管している事業主。

表 1

支給対象となる特別教育

- ・ アーク溶接
- ・ 巻き上げ機の運転
- ・ 小型車両系建設機械の運転
(整地・運搬・積込用及び掘削用)
- ・ クレーンの運転
(岩手労働基準協会実施分のみ記載)

表 2

支給対象となる技能講習

- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・ ガス溶接技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
(岩手労働基準協会実施分のみ記載)

対象となる訓練は

対象となる訓練は、以下の①～③を満たすものです。(趣味・教養と区別のつかないものは対象外です)

① 事業所外訓練であって、以下ア～オの訓練種別のいずれかに該当するもの。

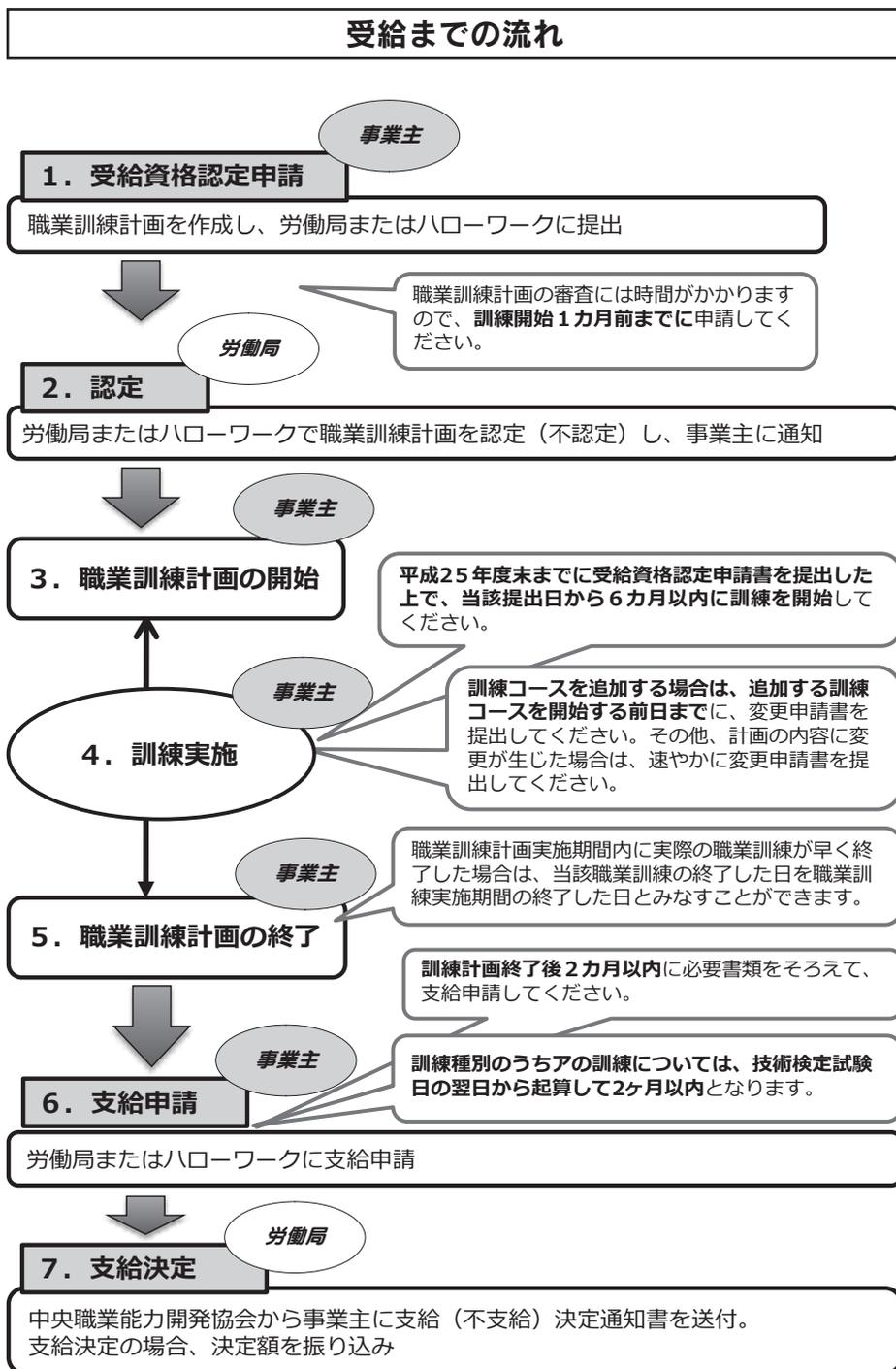
- ア 建設業法第27条第1項に規定する技術検定に関する訓練
- イ 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習
- ウ 労働安全衛生法第59条第3項に規定する教育（特別教育）(表1に限る)
- エ 労働安全衛生法第75条第3項に規定する教習又は同法第76条第1項に規定する技能講習（表2に限る）
- オ 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に関する訓練（事前講習）(表4に限る)

※1 登録教習機関で実施されるものに限ります。

② 1 コースの訓練時間数が10時間以上（通信教育訓練は除く）であること。

③ 職業訓練計画について、遅くとも平成25年度末までに受給資格認定申請書を提出し、当該提出日から6カ月以内に訓練を開始するものであること。

育成支援奨励金をご活用下さい



注意事項

①～⑤のいずれかに該当する事業主は助成金は支給されません

- ①奨励金の支給に係る事業所において、受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を**事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）**をした事業主
- ②奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る**不正受給を行った事業主**
- ③奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の**労働保険料を納入していない事業主**（支給決定の日までに納入を行った事業主を除く。）
- ④奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に**労働関係法令の違反を行った事業主**
- ⑤奨励金の支給に係る事業所において、**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接客業務受託営業を行っている事業主**

お問い合わせは
岩手労働局 職業安定部職業対策課(分室)
(019-606-3285) まで。

洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策

印刷業での胆管がん発症を受け、1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を対象として事業者が構はずべき化学物質の暴露防止対策について、厚生労働省から通達が出されましたのでお知らせいたします。

①1,2-ジクロロプロパンの取扱い

胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、洗浄・拭き取りの業務での使用を控えることとする。

やむを得ず洗浄・拭き取りの業務を行うときは、発散抑制措置や気中濃度の測定、作業の記録など、特化則に準じたばく露防止対策を講ずる。

※1,2-ジクロロプロパンは、印刷業で印刷機の洗浄剤として使われるほか、化学工業で別の物質を製造するための原材料として使われている。

②洗浄・拭き取りの業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、個別規制の有無にかかわらず、以下の対策を講ずる。

脱脂洗浄・拭き取りでよく使われるのは、脂肪族塩素化合物や石油系炭化水素類

①SDSの入手と共有

- ・ 洗浄剤の購入時に資材納入業者などから、化学物質の安全データシート（SDS）を入手
- ・ SDSを作業場内に掲示して労働者に周知する。

※平成24年4月から、すべての危険有害化学物質等について、譲渡提供者はSDSを交付の必要あり。

SDSは、化学物質ごとに、国内外の最新の危険有害性情報をもとに譲渡提供者が作成しますが、厚生労働省WEBには、2000物質以上についてモデルSDSを作成・公表している。

※SDSがない物質は使用実績がほとんどないこともあるので有害性が高いと見なすこと

②換気の確保

- ・ 換気装置を設け、作業場の気中有害物質の濃度を有害な程度以下にする。

※許容濃度などの指標は、SDSに記載されている。

③保護具の使用

洗浄・拭き取りの業務では、作業従事者や近傍の労働者のばく露を低減するため、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用させる。

④作業方法の改善

作業位置、姿勢、作業方法、作業時間を見直してできるだけばく露を減らす。

ウエスも第2の発散源とならないよう適切に処理

⑤使用物質の代替

SDSで許容濃度や蒸気圧などの有害性を比較し、有害性が低いことを確認してから代替する。引火性などの危険性や作業時間への影響にも留意

着任のご挨拶



岩手労働局
労働基準部長

小島 悟 司

4月1日付けで岩手労働局労働基準部長に着任いたしました小島と申します。

まずは、一昨年（2011年）の東日本大震災で被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

着任前は、厚生労働本省におきまして、労災訴訟事件の対応に携わっておりました。

出身地は長野県でありまして、岩手県内での勤務は初めてとなります。これまで、厚生労働本省のほか、地方勤務といたしましては、福井、岡山、埼玉の各労働局の監督課長として勤務し、各地における労働条件の確保・改善対策に携わっておりました。

今回、被災県である岩手労働局の労働基準部長としまし

て、働く方々の労働条件確保・改善、また、労働者の生命と健康を守り、労働災害に被災された方々への労災保険給付を的確に行うといった基本業務をまっとうし、県内各事業所の健全な発展のお役に立てればと考えております。

特に、東日本大震災の津波の復興対策に関連しまして、被災建造物の解体工事、土木・建築工事のほか、様々な工事が見込まれ、これら工事に携わる労働者の労働の過重化・過密化が懸念されますので、建設労働者、また、自動車運転者の方々の労働災害防止を含む労働条件の確保を最優先に取り組むこととしておりますので、協会会員の皆様におかれましても、行政の取り組みに関しますご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、労務管理、安全衛生管理、労災補償に関する制度改正などの説明及び説明会などのお知らせにつきましても、会報を通じて周知広報させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、岩手県内会員事業所の皆様方の更なるご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の着任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



ポジティブ・アクションについて

Q 我が社には現在、営業職は男性しかおりませんが、将来的には女性にも営業職に就かせ活躍してほしいと考えています。企業として具体的にどのような取組を行えばよいでしょうか。

A 社内の制度には男女差別的な取扱いはないのに「なかなか女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」といった男女格差が生じていることがあります。このような差は男女雇用機会均等法上の性差別を禁止した規定を守るだけでは解消できません。

このような課題を解消し、実質的な男女均等取扱いを実現するために、企業が行う取組が「ポジティブ・アクション」です。

ご質問の場合、「男性しかいない営業職に女性を配置したい」とのことですので、「女性の採用拡大」や「女性の職域拡大」について、ポジティブ・アクションの取組を行うことになります。

具体的には、企業のホームページに女性が活躍できる職場である旨を掲載し女性からの営業職への応募を促す、配置転換に当たっては営業職に複数の女性を同時に配置するなどの取組が考えられますが、企業の状況に応じた目標の設定・具体的取組策の策定、期間の設定、労働者の意見、要望の聴取を行い、具体的な取組計画を作成し、実施することが効果的です。

以上のような「女性の採用拡大」や「女性の職域拡大」以外のポジティブ・アクションの取組として、「女性の管理職の増加」「女性の勤続年数の伸長（仕事と家庭の両立）」「職場環境・風土の改善（男女の役割分担意識の解消）」の取組があります。

一方でこのようなポジティブ・アクションとして「女性のみ」「女性優遇」の取組を行うことが、男女雇用機会均等法違反になるのではないかとの疑問も生じると思います。男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱い

をすることを原則禁止していますが、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は、法に違反しない旨第8条に明記されています。ただし、ポジティブ・アクションとなる「女性のみを対象とするまたは女性を有利に取扱う取組」は、一定の区分、職務、役職において女性が4割を下回っている場合のみとなりますのでご注意ください。

厚生労働省が開設している「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」では、ポジティブ・アクションを積極的に進めている企業の規模、業種、地域別に検索・閲覧と併せ、自社の取組を紹介できる「ポジティブ・アクション応援サイト」、経営トップからのメッセージを掲載できる「女性の活躍推進宣言コーナー」、女性社員の活躍状況を診断できる「女性の活躍推進状況診断」など、各種情報を提供していますのでご活用ください。

ポジティブ・アクションには、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、「女性労働者の労働意欲が向上した」「女性の活躍が周囲の男性に刺激を与え生産性が向上した」「幅広い高い質の労働力が確保できた」「企業イメージが向上した」など企業にも様々なメリットがあります。ぜひ職場における男女間格差の実態を把握し、女性の活躍推進や、格差解消に向けてポジティブ・アクションに取組んでいくことをお勧めします。



ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」

◆ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

<http://www.positiveaction.jp/>

【問い合わせ先】

岩手労働局雇用均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010

岩手労働局 人事異動

労働局（平成25年4月1日付け）

	新官職	氏名	旧官職
総務部	総務部 部長	松浦 直行	中災防 出納課長
	総務課 課長	陣ヶ岡 勉	局企画室長
	人事計画官	小川 繁利	局企画室長補佐
	総務係長	工藤 正則	局総務課会計第三係長
	会計第三係長	齋藤 弘昌	盛岡署補償係長
	会計主任	鎌田 雄二	二戸署補償係長
	企画室 室長	小田 昭信	局賃金室長
	企画係長	畠山 剛	局労災補償課調整係長
	労働保険徴収室 室長	高橋 清道	局総務課長補佐
	適用指導官	瀧磯 寿	局健康安全課健康安全係長
労働基準部	労働基準部 部長	小島 悟司	厚生労働省 補償課労災訟務官
	監督課 主任監察監督官	内藤 淳一	一関署長
	賃金室 室長	藤本 行男	局労災補償課審査官
	健康安全課 課長	安倍 賢	花巻署長
	主任安全専門官	村井 雄亮	釜石署長
	労働衛生専門官	和野内利幸	局健康安全課安全専門官
	健康安全係長	海老名弘明	花巻署労働衛生専門官
	労災補償課 労災保険審査官	福田 利文	局健康安全課長補佐
	労災補償監察官	奥山 淳	局労災補償課医療監察官
	労災医療監察官	佐藤 貴史	盛岡署業務課長
社会復帰指導官	小野寺和幸	局徴収室適用指導官	
雇用均等室	雇用均等室 室長	渡辺 安子	石川局雇用均等室長
	室長補佐	升川 禎子	山形局雇用均等室

労働基準監督署（平成25年4月1日付け）

	新官職	氏名	旧官職
盛岡署	署長	松本 秀二	局健康安全課長
	業務課長	境澤 淳	局総務課総務係長
	補償係長	平沢 知之	花巻署補償係長
	補償係長	堰合 容代	盛岡署補償主任
宮古署	署長	澤田 秀幸	局監督課監察監督官
	監督課長	田中 仁	二戸署監督課長
	補償係長	伊勢 貴憲	大船渡署補償係長
	安全専門官	菊池 和仁	二戸署安全専門官
釜石署	署長	川上 明	産業保健推進センター副所長
花巻署	署長	工藤 滝光	東京局大田署次長
	労災課長	菅原 嘉宏	一関署労災・安衛課長
	庶務係長	佐藤 佳二	一関署補償係長
	補償係長	照井 洋一	釜石署補償係長
	補償係長	鈴木 友子	宮古署補償係長
一関署	署長	高橋 友行	宮古署長
	労災・安衛課長	高橋 恭一	大船渡署労災・安衛課長
	安全専門官	鈴木 徹	大船渡署安全専門官
二戸署	監督課長	副島 拓也	大船渡署監督課長
	補償係長	柴田 一成	花巻署庶務係長
	安全専門官	大川 友和	一関署安全専門官
大船渡署	監督課長	飯野 洋司	宮古署監督課長
	労災・安衛課長	菊池 聖	復興庁岩手復興局
	安全専門官	武藤 慶蔵	宮古署安全専門官

出向者（平成25年4月1日付け）

厚生労働省へ	加藤 博人	局 総務部長
厚生労働省へ	上野 邦久	局 労働基準部長
岐阜局へ	本間 玲子	局 雇用均等室長
宮城局へ	富塚 リエ	局 雇用均等室長補佐
岩手産業保健推進センター	松田 有司	局労災補償課監察官
復興庁岩手復興局へ	高橋 功一	花巻署労災課長



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

3月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
花巻	船橋自動車	北上市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	ユウケン工業	陸前高田市

●出張特別試験受験申請書の受付期間のお知らせ

8月11日(日)に滝沢村「アピオいわて」で下記の種類の免許試験が行われます。

- 第一種衛生管理者 ●第二種衛生管理者 ●一級ボイラー技士 ●二級ボイラー技士
- ボイラー整備士 ●潜水士 ●移動式クレーン運転士 ●クレーン・デリック運転士(クレーン限定)

受験申請書の受付期間は、持参の場合 6月10日(月)~14日(金) 郵送の場合 6月10日(月)~21日(金)となっており、提出先は、当協会本部・各支部となります。当協会では、受験申請書用紙も配布いたしておりますので、本部・各支部にお問い合わせください。

●衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

第一種・第二種衛生管理者の出張試験が、8月11日(日)に滝沢村「アピオいわて」で行われます。当協会では、国家試験の出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。

出題傾向を基に重点事項を絞り込み講習を行っており、受講された方々からご好評をいただいております。受験予定の皆様の受講をお待ちしております。

◆第1種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月10日(月)、11日(火)、17日(月)、18日(火)の4日間
 会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 12,600円 非会員 14,700円
 テキスト 上 2,100円、下 2,100円、問題集 2,310円

◆第2種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月3日(月)、4日(火)、5日(水)、の3日間
 会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 10,080円 非会員 12,180円
 テキスト 上 1,680円、下 1,050円、問題集 1,680円
 詳細につきましては、本部までお問い合わせください。

死亡災害速報(3月)

■二戸署 産業廃棄物業 3月23日 男(65) はさまれ・巻き込まれ

クラッシャーの補修作業中、試運転を行うため電源を入れたところ、クラッシャー内部で補修作業をしていた労働者が巻き込まれた。

■宮古署 林業 3月26日 男(65) 激突され

伐倒木の枝払い等を行っていたところ、伐倒木が斜面を転がり落ちて頭部に激突した。

■二戸署 商業 2月23日 男(40) 破裂

水道管の凍結を解凍するため、解氷機で水蒸気を発生させていたところ、解氷機が破裂した。(3月になり業務上災害と決定したものである。)

講習会のお知らせ 25年7月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	5/16(木)～17(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
		7/23(火)～24(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7/11(木)～12(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	玉掛け技能講習	5/13(月)～15(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		5/14(火)～16(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		5/14(火)～15(水)・17(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		6/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/4(火)～6(木)	県立福祉の里センター他	30	大船渡支部		
		6/10(月)～12(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		6/10(月)～12(水)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		6/20(木)～22(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/20(木)～21(金)・23(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/9(火)～11(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	5/20(月)～23(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	28,350	1,575
		5/20(月)～23(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		5/24(金)・27(月)～29(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		5/24(金)～26(日)・6/1(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		6/17(月)～20(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		6/18(火)～21(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/2(火)～5(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/2(火)・8(月)～10(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/12(金)～15(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/16(火)～19(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/22(月)～25(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		7/23(火)～26(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	5/24(金)・30(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,550	1,575
		6/17(月)・24(月)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	5/21(火)～23(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600
5/22(水)～24(金)		久慈市民文化会館アンバーホール	30	二戸支部			
6/11(火)～13(木)		釜石職業訓練協会他	20	釜石支部			
6/11(火)～12(水)・14(金)		釜石職業訓練協会他	10	釜石支部			
6/25(火)～27(木)		花巻市交流会館他	30	花巻支部			
7/8(月)～10(水)		岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
7/9(火)～11(木)		気仙教育会館	30	大船渡支部			
7/9(火)～11(木)		二戸市民文化会館他	30	二戸支部			
7/29(月)～31(水)		花巻市交流会館他	30	花巻支部			
7/25(木)～27(土)		アイ・ドーム他	30	一関支部			
7/25(木)～26(金)・28(日)		アイ・ドーム他	30	一関支部			
ガス溶接技能講習	7/1(月)～2(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,450	840	
	7/29(月)～30(火)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	アーク溶接特別教育	5/7(火)~8(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050
		6/20(木)~21(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/29(月)~30(火)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	クレーン運転業務特別教育	5/9(木)~10(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,400 9,450	1,500
		5/27(月)~28(火)	花巻市交流会館他	60	花巻支部		
		6/6(木)~7(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
		6/13(木)~14(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	6/6(木)~7(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	12,900 13,950	1,600
		7/16(火)~17(水)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	粉じん作業特別教育	5/15(水)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,200 5,250	630
		6/21(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		7/4(木)	アイ・ドーム	30	一関支部		
低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/28(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300 7,350	630	
	7/5(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部			
研削といしの取替え等の業務特別教育	6/17(月)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,155	
酸素欠乏危険作業特別教育	7/30(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,260	
その他	職長教育	6/6(木)~7(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	840
		7/2(火)~3(水)	花巻市技術振興会館	48	花巻支部		
	職長・安全衛生責任者教育	6/26(水)~27(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	11,550 12,600	1,470
		7/4(木)~5(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	刈払機取扱い作業に対する安全衛生教育	5/22(水)	アイ・ドーム	20	一関支部	5,250 6,300	2,400
	第1種衛生管理者試験準備講習 及び	6/10(月)~11(火) 6/17(月)~18(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,510
第2種衛生管理者試験準備講習	6/3(月)~5(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,080 12,180	4,410	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

岩手労働局では、平成25年度から平成29年度までの5年間にわたる「第12次労働災害防止計画」を策定し行政の展開が行われます。計画では死傷者数（休業4日以上）は平成24年に比し、何%減少を目標にしているでしょうか

- ① 10%
- ② 15%
- ③ 20%

ヒント 本誌2ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成25年5月24日（金）消印有効
- 宛先 ㊟020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 4月号の正解 ②



盛岡市の花 カキツバタ 写真提供：盛岡市
さわやかな初夏（6月中旬頃）に紫色の花を咲かせます。古くから市内の各地に自生しており、山岸に群生しているカキツバタは、県の天然記念物に指定されています。
アヤメ科。多年草

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

原点に戻ると解けてくる迷い

何か迷いごとがあった場合は、ぐずぐず考えていてもなかなか解決に至りません。ここは原点に戻って検討してみるとすんなりとゆくことがあります。

（川柳原生林新年号〈杜若〉浅沼よし子作品より）

岩手の死亡災害（3月末）

製造業	0	(3)
鉱業	0	(0)
建設業	0	(0)
運輸業	0	(0)
林業	1	(1)
商業	1	(1)
その他	1	(0)

累計 3 (5)
() 内は前年同期

編	集
後	記

県内の労働災害の増加傾向が止まらない。平成21年に統計をとって以降最少の件数となったが、翌年から22年、23年、24年と3年連続の増加となっており、その増加幅も、+1.7%、+4.7%、+6.3%と年々大きくなってきている。本年においても3月末で7%の増加とのこと。

岩手労働局では、平成25年度を初年度とする5年間の第12次労働災害防止

計画を策定し、一層の労働災害防止を呼びかけている。

会員各社におかれても12次防の重点事項を中心に安全衛生計画の見直しを行い、一層の労働災害防止に尽力されることを望んでいる。

この12次防の策定が、増加傾向から減少に向け大きく舵取りを行う機会となることを切に望んでいる。（Y,N）

発行 平成25年5月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
㊟020-0857 / ㊟019-681-9911 / FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫